

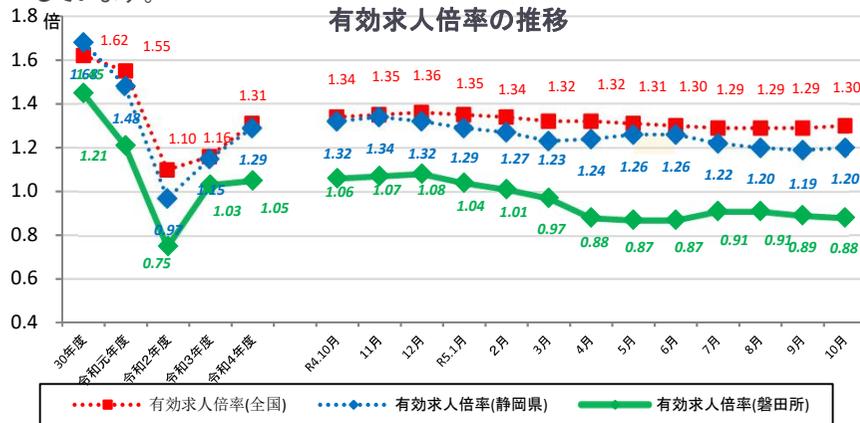
●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。

発行 ハローワーク磐田
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

▶ ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(10月)



- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- 有効求人倍率は0.88倍となり、前月を0.01ポイント下回りました。
新規求人数は前月比6.6%の減少、新規求職者数は同1.6%の増加となりました。
- 新規求人数は対前年同月比において運輸業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉などで増加し、それ以外では減少しました。介護施設等の人出不足や人流の活発化による宿泊業、飲食サービス業からの求人提出がありますが、製造業では原材料やエネルギー価格の高騰、進まない価格転嫁などを背景に求人を見送る動きが続いており、人材不足に対しては派遣会社や外国人実習生の受入れで対応しているとの声が聞かれます。
- 一方、物価上昇等を背景に収入増目的や非正規から正規への転職活動、業務量の増加や長時間労働を理由とした転職活動が活発化しており、新規求職者は増加しています。



	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10
全国	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30
静岡県	1.32	1.34	1.32	1.29	1.27	1.23	1.24	1.26	1.26	1.22	1.20	1.19	1.20
磐田所	1.06	1.07	1.08	1.04	1.01	0.97	0.88	0.87	0.87	0.91	0.91	0.89	0.88

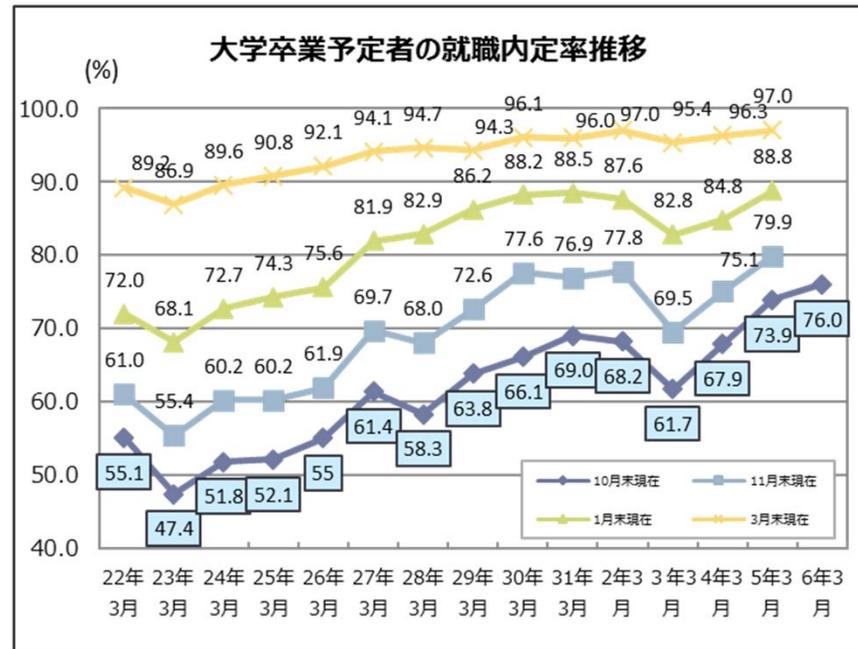
(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。
 季節調整については、令和4年12月以前の数値については新季節調整替えを行っています。
 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

▶ 令和6年3月大学等卒業予定者の就職内定状況(令和5年10月末現在)



～ 大学生の就職内定率は76.0%で、過去2番目に高い水準～

- 静岡労働局では、令和6年3月に大学等を卒業する学生の就職内定状況について調査を行い、令和5年10月末現在の状況を取りまとめました。
- 【就職内定率の概要】
- 大学は76.0% (前年同期比2.1ポイント上昇)
- 短期大学は62.9% (同2.3ポイント上昇)
- 専修学校(専門課程)は74.7% (同3.8ポイント上昇)



※調査対象は、静岡県内の13大学、5短期大学、15専修学校(抽出)。
 学生からの報告等により把握している状況を、大学等各学校の協力を得て静岡労働局がまとめたもので、年4回(10月末、11月末、1月末、3月末)就職内定状況調査表により実施。
 ※この調査は平成6年度から実施しているが、10月末時点の調査は平成8年度からの実施となる。
 ※就職内定率とは、就職希望者に占める就職内定者の割合となる。

▶ 人手不足解消へ！
ハローワークで職場見学会を開催しました



ハローワーク磐田では、中小企業の人手不足解消に向けた取り組みとして、(株)共立電機製作所袋井工場の協力をいただき、コロナウイルス5類移行後初めて、職場見学会を開催しました。

求人募集をしても、なかなか人が集まらない原因の一つとして、会社の魅力、良さが伝わりにくいことが挙げられます。職場見学会では普段は触れることができない生の雰囲気や仕事内容を見学、体験し、参加者の就職活動へのモチベーションの向上や就職希望先の企業の発見に繋がることを目指しています。

当日は25名が参加し、うち10名が応募に至りました。参加者からは、「説明が分かりやすく高精度の技術加工をされており勉強になった」、「自分にこの仕事ができるのか不安になった」、事業所からは、「普段一般の方には当社事業の中身を知って頂く機会がない中で良いチャンスとなった」などの感想をいただきました。

開催日：令和5年11月30日(木)午前・午後(2回)

会場：(株)共立電機製作所 袋井工場

参加者：ハローワークに求職登録しており、製造業に興味のある方 25名

当日の流れ：業務内容説明→施設見学→質疑応答



「未経験から技術職を目指したい」方必見！

共立電機製作所
職場見学会

会社の雰囲気を知りたい、どんな会社か見てみたい、という方へ！

ハローワーク磐田主催
＜未経験者・初心者歓迎＞

好評につき追加！
昼後の部追加受付中
集合時間 13:30 見学期間 13:30

令和5年 11/30 木

見学期間 9:45
見学期間 10:40

募集職種 未経験者歓迎

募集加工(正社員)
求人番号 22090-765533
募集職種 製造業(袋井工場)のため
(44歳以下・キャリア育成のため)

※未経験者歓迎(未経験可)です！
※長年経験豊富な技術者も歓迎です！
※募集職種を希望される方はその場でハローワークの紹介状を発行いたします。

この会社のおすすめポイント

◆未経験者・初心者からスタートOK！
◆研修期間が短く、早く現場に参画！
◆福利厚生が充実！
◆資格取得を支援！

◆見学期間中はごらから！
◆インスタグラムはこちらから！

◆お申込み方法
見学期間は完全予約制です。
参加ご希望の方は、募集職種窓口か
ハローワークにお申し込みください(面接は面接
に開催)

【株式会社 共立電機製作所】

日本では数少ない企業ですが「産業機械(組立機やロボット)」の製造工場の9割以上を占めます。毎年4000名以上の
応募者(求職希望者)が「共立電機製作所」の製造工場の9割以上を占めます。毎年4000名以上の
応募者(求職希望者)が「共立電機製作所」の製造工場の9割以上を占めます。毎年4000名以上の



製造業の「機械加工」は、産業の根幹をなすだけでなく、人の生活を支える上で欠かせない産業です。
近年、海外からの技術者の流入も増え、国内企業に技術の
継承が求められています。
また、海外からの技術者の流入も増え、国内企業に技術の
継承が求められています。
また、海外からの技術者の流入も増え、国内企業に技術の
継承が求められています。

「生産機械/ロボット業務」も募集しています！
募集職種は、製造業(袋井工場)のため、
44歳以下・キャリア育成のため、
未経験者歓迎(未経験可)です！
※長年経験豊富な技術者も歓迎です！
※募集職種を希望される方はその場でハローワークの紹介状を発行いたします。

【当日のご案内】※参加は完全予約制です。

日 時：令和5年 11月 30日(木)

集合時間：13:30 (共立電機製作所 正面玄関)

見学期間：13:30～14:30

会 場：共立電機製作所 住所：袋井市袋井1300 (〒414-0201)

持 ち 物：筆記用具、ハローワーク封筒(参加費無料のため) (参加費無料)

備 考：参加費無料

※不明な点がある場合はハローワークにお問い合わせください。
ハローワーク電話 0538-32-6181 受付コード418
機械製作所 製造 営業

見学期間	株式会社 共立電機製作所	受付日	月	日
氏名		電話番号		

▶ 働き方変われど変わらぬ安全第一 みんな笑顔の年末年始
令和5年度 静岡年末年始無災害運動



運動期間：令和5年12月1日～令和6年1月15日

△重点実施項目▽

☆転倒災害の防止▽静岡労働局ぬかづけ運動

☆墜落・転落災害の防止

☆はさまれ・巻き込まれ災害の防止

☆非定常時作業における災害の防止



▶ 静岡県特定最低賃金の改正が決定しました



～3業種について 33 円引き上げ(令和5年12月21日から)～
「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額984円)よりも金額が高い最低賃金を定めることが必要と認められた業種について設定されている最低賃金です。

地域別最低賃金	<効力発生日：令和5年10月1日>	
静岡県最低賃金	時間額	984円(改定前944円)
静岡県特定最低賃金		<効力発生日：令和5年12月21日>
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	時間額	1,012円 (改定前979円)
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	1,028円 (改定前995円)
静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	997円 (改定前964円)

◆上記特定最低賃金共通の適用除外労働者(「静岡県最低賃金」が適用されません。)

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)
- ③清掃、片付けその他これに準ずる軽易な業務に主として従事する者

※「静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金」又は「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用される労働者については、令和5年12月20日までは静岡県最低賃金(時間額984円)、12月21日からは特定最低賃金が適用されます。

▶ 12月は職場のハラスメント撲滅月間です



職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

事業主の方は、実効性のあるハラスメント防止対策を講じてください。また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。

厚生労働省では、ハラスメントのない社会の実現に向けて、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。



ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。